

東根市犯罪被害者等見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東根市犯罪被害者等支援条例（令和6年条例第2号）第7条の規定に基づく犯罪被害者等への支援として実施する犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。
- (2) 傷害 負傷又は疾病であつて、その療養の期間が1月以上であり、かつ、通算3日以上入院が必要な状態のものをいう。ただし、当該疾病が精神疾患である場合にあっては、療養の期間が1月以上であり、かつ、通算3日以上労務に服することができない状態をいう。
- (3) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は傷害をいう。
- (4) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。

(見舞金の支給)

第3条 市長は、犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族又は犯罪行為により傷害を負った犯罪被害者に対し、見舞金を支給する。

2 見舞金の支払は、当該犯罪行為につき1回とする。

3 第1項の犯罪被害者は、当該犯罪被害に係る犯罪行為が行われた時において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者又はそれに準ずる者として市長が適当と認める者とする。

(見舞金の種類及び額)

第4条 見舞金の種類及び額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 傷害見舞金 10万円

- 2 前項の規定にかかわらず、傷害見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該傷害見舞金の支給に係る犯罪被害に起因して死亡したときは、当該犯罪被害者の遺族に対して、同項第1号に掲げる額から既に支給した傷害見舞金の額を減じて得た額を追加で支給することができるものとする。ただし、当該犯罪行為を受けた日から起算して2年を経過して死亡した場合は、支給しない。

(遺族見舞金の支給対象者の範囲及び順位)

第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪被害者の死亡の時ににおいて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が遺族見舞金を支給すべきと認めた者

- 2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

- 3 前項の場合において、先順位の遺族又は既に第10条の規定により遺族見舞金の支給の決定を受けている同順位の遺族が存在する遺族にあつては、遺族見舞金の支給を受けることができる者としなない。

- 4 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡により遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる者としなない。遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

(傷害見舞金の支給対象者)

第6条 傷害見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪行為により傷害を負った犯罪被害者とする。

(支給の制限)

第7条 市長は、次に掲げる場合に該当するときは、見舞金を支給しない。

(1) 犯罪行為が行われた時において、第1順位遺族(第5条第2項の規定により第1順位となる遺族をいう。以下同じ。)又は犯罪被害者とその加害者との間に夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)、直系血族(親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。))又は3親等内の親族(夫婦又は直系血族を除く。)のいずれかに該当する親族関係があった場合(当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合又は次のア若しくはイのいずれかに該当する場合を除く。)

ア 第1順位遺族又は犯罪被害者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する被害者に該当する者であって、その加害者に対し同法第10条の規定による保護命令が発せられている場合

イ 当該犯罪行為が、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合

(ア) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待と認められる場合

(イ) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第3項に規定する高齢者虐待(同条第4項第2号に掲げる行為を除く。)と認められる場合

(ウ) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第2条第2項に規定する障害者虐待(同条第6項第2号に掲げる行為を除く。)と認められる場合

(2) 犯罪被害者に次に掲げるいずれかの行為があった場合

ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴力又は脅迫、重大な侮辱等により当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪被害に関連する著しく不正な行為その他の犯罪被害者にその責めに帰すべき行為

(3) 第1順位遺族又は犯罪被害者が、東根市補助金交付規則(昭和31年規則第2号)第2条の3第1号及び第2号に掲げる者に該当する場合

(4) 第1順位遺族又は犯罪被害者が、当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えた場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、第1順位遺族又は犯罪被害者とその加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと市長が認める場合

(支給の申請)

第8条 遺族見舞金の支給を申請しようとする者（以下この項において「申請者」という。）は、東根市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類又はその写し

(2) 申請者の氏名、生年月日、本籍及び犯罪被害者との続柄を確認することができる戸籍の謄本又は抄本その他のこれらを確認することができる書類

(3) 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を確認することができる書類

(4) 申請者が犯罪被害者の配偶者以外の者であるときは、犯罪被害者の第1順位遺族であることを証明することができる書類

(5) 申請者が第5条第1項第2号に規定する者であるときは、犯罪行為が行われた時において犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を確認することができる書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 傷害見舞金の支給を申請しようとする者（以下この項において「申請者」という。）は、東根市犯罪被害者等見舞金（傷害見舞金）支給申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 申請者が傷害を負った年月日及びその状態並びに療養に要する期間に関する医師の診断書又はその写し

(2) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前2項の申請者がやむを得ない事情により申請をすることができないときは、当該申

請者に代わって、次に掲げる者（以下「代理申請者」という。）が申請をすることができる。この場合において、代理申請者は、前２項に規定する書類のほか、次の各号に掲げる代理申請者の区分に応じ、当該各号に定める書類を申請書に添えるものとする。

（１） 前条第１号に規定する親族関係にある者 申請者との続柄を確認することができる戸籍謄本若しくは抄本その他のこれらを確認することができる書類

（２） 法定代理人 法定代理人であることを証明する書類

（３） その他市長が認める者 市長が必要と認める書類

（申請の期限）

第９条 前条の規定による申請は、犯罪被害を知った日から２年を経過したとき又は犯罪被害があった日から７年を経過したときは、行うことができない。

２ 前項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体を自由を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に前条の規定による申請をすることができなかつたときは、その理由がなくなった日から６月以内に限り、当該申請をすることができる。

（支給の決定）

第１０条 市長は、第８条の規定による申請があつたときは、警察の意見を聴いた上で、見舞金の支給の可否を決定し、東根市犯罪被害者等見舞金支給（不支給）決定通知書（様式第３号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（見舞金の支給）

第１１条 前条の規定により見舞金の支給の決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、東根市犯罪被害者等見舞金請求書（様式第４号）を市長に提出することにより見舞金を請求するものとする。

（支給の取消し及び返還）

第１２条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金の支給の決定を取り消し、既に支給した見舞金がある場合は、その返還を命ずるものとする。

（１） 第７条各号に該当することが判明したとき。

（２） 偽りその他不正な手段により見舞金の支給を受けたとき。

（３） 前２号に掲げるもののほか、見舞金の支給の決定を取り消すことが適当であると市長が認めるとき。

２ 前項の規定による取消し及び返還の命令は、東根市犯罪被害者等見舞金支給決定取消

通知書兼返還命令書（様式第5号）により行うものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪行為による犯罪被害について適用する。